



平成25年3月29日

### 新営業体制の導入に伴う神立支店の個人特化型店舗への変更のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、同一地域内で営業している店舗の役割を見直し、店舗間で連携を図りながら地域のお客さまの金融ニーズにお応えする「エリア営業体制」を導入いたします。

「エリア営業体制」の導入に伴い、神立支店を個人向け業務に特化した店舗に変更いたしますので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 実施日

平成25年5月1日（水）

#### 2. 実施内容

- ・新営業体制の呼称「エリア営業体制」
- ・同一地域内で営業している神立支店と千代田支店の役割を、「個人特化型店（神立支店）」と「フルバンキング店（千代田支店 ※従来型の法人・個人全てのお客さまを対象とした店舗）」に区分することで、両店が連携を図りながら地域のお客さまの金融ニーズにお応えしてまいります。
- ・役割分担の明確化による効果的な人材配置を含め、より機動的できめ細やかなサービスができるよう、サービスの質の向上に努めてまいります。

#### 3. 神立支店（個人特化型店）の業務内容

- ・店頭でのご預金、お振込、各種お手続きおよび資産運用・個人ローンに関するご相談を承ります。
- ・事業性融資のご相談につきましては、近隣の千代田支店へ円滑にお取次ぎのうえ、ご融資に関する手続きを承ります。
- ・支店名称・支店番号・お客さまの口座番号に変更はございませんので、現在ご利用いただいております通帳・証書・カード等はそのままご利用いただけます。

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報CSR室	田村	内線3730
TEL 029-859-8111			